



Title	1830年代ノーサンプトンシャーにおける就業機会 : 1834年救貧法報告書と1841年センサスの接続
Author(s)	山本, 千映
Citation	大阪大学経済学. 2014, 64(2), p. 208-227
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/57126">https://doi.org/10.18910/57126</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 1830年代ノーサンプトンシャーにおける就業機会

— 1834年救貧法報告書と1841年センサスの接続\* —

山本千映†

## 要 約

1830年代のイギリスにおいては、選挙法改正や都市自治体法の制定、救貧法改正など、さまざまな改革が行われた。その背景には、産業革命期を通じた社会経済上の変化がある。本稿では、1832年に調査が行われ1834年救貧法報告書として刊行された教区レベルの全国調査から女性の就業機会についての記述を抜き出し、それを1841年センサスの個票と比較することで、1830年代の変化を明らかにする。18世紀に農村工業としてレース編みが根付いたノーサンプトンシャーでは、1830年代初頭においては、ほとんどの農村教区に女性や子どものレース編み工が見られるが、1841年センサス実施時点では、一部の教区を除いて見られなくなる。1830年代の10年間に、ノーサンプトンシャーのレース編み工業は深刻な衰退を経験し、多くの教区で消滅してしまった。それにともなって、女性の就業機会も失われた。

JEL分類：N33, N63, N93

キーワード：産業革命, 女性労働, 農村工業

## はじめに

18世紀半ばに始まった産業革命は、1830年代になって、同時代の人々に様々な矛盾を認識させるようになった。それまで議会への代表権を持たなかった北部の新興工業都市への議席の再配分を行った選挙法改正（1832年）、工場労働への国家による規制を強化した工場法（1833年）、健康ではあるが景気変動による失業によって貧困に陥る者の増大に対応した救貧法の改正（1834年）、中世以来の伝統を持たない北

部工業都市における自治制度の整備を企図した都市自治体法（1835年）、非国教徒の増大にともなって相続における親子関係の証拠能力を失いつつあった教区登録制度に代わる民事登録制度（1836年）など、この時期には、さまざまな行政改革が行われている。

こうした行政改革の背後にある社会経済の変化は、農村における就業機会の減少に端的に表れた。とりわけ、南部の農業地帯では、工場における機械制生産に押されて農村工業が衰退し、既婚女性や子どもの就業機会が奪われた。少なくとも、同時代の人々にはそのように感じられており、それゆえに、農業労働に従事する夫/父が低賃金と広範な失業に見舞われた1830年には、20州にまで及んだスウィング暴動と

\* 本稿は、2011-2013年度日本学術振興会科学研究費補助金若手研究（B）、「19世紀前半イングランドにおける女性の就業構造（23730324）」による研究成果の一部である。

† 大阪大学大学院経済学研究科教授

呼ばれる脱穀機や納屋の打毀し運動に発展した<sup>1</sup>。

経済史家による近年の数量史的分析の進展は、この時期の賃金や労働時間の趨勢について、格段に詳細な歴史像を示すことに成功している。成人男性の実質賃金推計の試みは100年以上の歴史を持つが、現在のところ、Lindert and Williamson (1983) による「(1820年から1850年にかけて2倍近くとなった実質賃金の上昇は一引用者)、産業革命期を通じて実質賃金が改善したのか否かという論争の大部分を解決するに足る大きさである (p. 12)」という宣明に対して、より包括的な物価指標を用いた修正を施し、「平均的なイギリスの労働者が、根本的かつ持続的な実質賃金の上昇を経験するのは1850年代の後半に至ってからのことである (p. 642, 強調は原著者による)」としたFeinstein (1998) の見解が優勢である。Allen (2001) によって開発された新たな実質賃金の指標である生存水準倍率 (welfare ratio) の推移からもこの傾向が確認されており、ロンドンの建築労働者についての値を見ると、18世紀前半にそれまでの最高値である1.58を記録した後、世紀後半には10%ほど低下して1.42となり、19世紀前半もほぼ変わらず1.41で推移している<sup>2</sup>。他方で、労働者の年間労働日数についても、裁判所の証言記録を用いた新たな手法が開発され、1760年に年間約2700時間だった成人男性の年間労働時間が、1830年には22%ほど増加して3300時間を超えたことが明らか

にされている<sup>3</sup>。したがって、1800年前後の成人男性労働者は、実質賃金の停滞に直面するなか、年間の労働時間は増加させ、それにともなって年間の実質所得も20%ほど増えたという像を描くことができる。

女性や子どもの賃金についても、この時期停滞的であったと考えられている。しかし、女性の就業機会は、産業革命期を通じて次第に減少していったという見解が一定の合意をみている。家計簿データを用いたHorrell and Humphries (1995) によれば、19世紀初頭においては65.7%だった既婚女性の有業率は、19世紀半ばには45.3%までに低下した (Table 1, p. 98)。また、Burnette (2004) は、65の農場の賃金台帳を用いて農業労働者による労働日数を男女別に計算し、1751年に13.6%だった総労働日数にしめる女性労働の割合が、1851年には10.6%に低下したことを示している (Table 7, p. 683)。他方で、児童労働に関しては、18世紀末から19世紀前半にかけて拡大した可能性が示唆されている。600以上の自伝的資料を用いたHumphries (2010) は、1790年以前に生まれた子どもの平均就業開始年齢が11.5歳であったのに対し、1821-50年出生コーホートでは1.5歳も低下し、9.98歳になったことを示している (Table 7.1, p. 176)。

これら諸研究に共通した問題点として、地域的な多様性について十分なケアがなされていないという点を指摘できよう。成人男性の実質賃金推計はイングランド全体についてのものであるし、年間労働時間の推計は、主としてロンドンとミドルセックスの四季裁判所 (Old Bailey) の史料を使用したものである。また、家計簿データや農場の賃金台帳、自伝といった史料を用いる際には、データセットに地理的な偏りが生じることは避けられない。実際、工場制生産が拡大しつつあった北部、とりわけ都市部や都

<sup>1</sup> この暴動により、議会改革や救貧改革が加速した。Hobsbawm and Rudé (1969), p. 281.

<sup>2</sup> Allen (2001), Table 6, p. 427. アレンの指標は、成人男性が年間250日間働いた場合に得られる所得水準が、成人男性換算で3人分 (夫婦と子供二人の世帯が仮定されている) の最低限の生存水準を満たす消費バスケットの購入に足るものかどうかを測定するというもので、人間の一日の必要カロリー量と蛋白質の量をそれぞれ1940kcal, 80gと仮定し、男性世帯主の年間所得と消費バスケットの購入価格との比であらわされている。Ibid., pp. 425-427.

<sup>3</sup> Voth (2001), Table 5, p. 1074.

市近郊における婦女子労働の趨勢と、ロンドンを除いて目立った大都市の無い南東部におけるそれとはかなり異なっていたと考えられる。しかし、州や教区といったレベルでの地域的な詳細さを持ち、かつ、全国的に統一したやり方で行われる調査は、19世紀半ばから本格的に行われるようになる政府による統計調査を待つばかり無い。

本稿では、18世紀には農村家内工業としてレース編み工業が広範に営まれていたノーサンプトンシャーについて、1841年センサスの個票データと、1832年に行われた全国的なサーヴェイ調査の報告書である1834年救貧法報告書を接続することを試みる。1841年センサスは、イギリス初の全国悉皆調査であり、1834年救貧法報告書では、イングランドとウェールズにおける約15,000の教区の10%以上、人口の約20%をカバーする農村調査が行われている。どちらの史料も、地域レベルでの比較を全国で可能とするものであるが、本稿では、パイロット的にノーサンプトンシャーを取り上げる。

## 史料

人口センサスは、歴史家に職業についての基礎的情報を提供してくれる。しかし、前述のとおり、イングランドとウェールズについて、詳細な職業情報が得られるのは1841年センサス以降であるため、センサスに基づいて産業革命期における変化を観察することはできない。1834年の救貧法報告書と接続することで、これをわずかではあるが過去に遡らせようというのが本稿の試みである。

イギリスでは10年ごとにセンサスが行われており、1841年より前にも4度行われている。しかし、1801年の第一回から1831年の第四回までのセンサスは近代的な悉皆調査ではなく、教区の貧民監督官に自らの教区の家屋数や住民

数を数えさせ、それを報告させるというものであった<sup>4</sup>。調査項目は1801年センサスが6項目、1811年と1821年のセンサスでは7項目であったが、1831年センサスでは、20歳以上の男性の職業情報を中心に16項目に大幅に増やされた。成人男性のうち、製造業従事者の職業の詳細や肉体労働者のうち鉱山業に従事している者の数も個別に数え上げることが求められていたが、残念ながら調査原簿はほとんど現存しておらず<sup>5</sup>、後に刊行されたセンサス報告書での作表にもこうした項目は反映されていない<sup>6</sup>。おそらくは、調査員自身が教区住民の職業を細かく分類し、それぞれについて数え上げることが物理的に難しかったということもあろうし、中央での報告書作成の際に、1万を超える教区から異なる職業分類で集計された数値をまとめることも困難であったためと思われる<sup>7</sup>。1831年以前のセンサスから得られる職業に関する情報は、20歳以上の男性について、農業（労働者を雇用する農場経営者・家族経営・農業労働者の三分区）、製造業、小売および職人、資本家・銀行家・その他専門職、農業以外の賃金労働者、家内奉公人の別のみで、20歳未満の男性については家内奉公人の数以外は不明である。女性に関しては家内奉公人の数は集計されているも

<sup>4</sup> イギリスにおけるセンサス実施の詳細については、安元（2006）および山本（2006）も参照。

<sup>5</sup> 現在のところ、1831年以前のセンサスの実施過程で作成されたと思われる人口リストは、1801年で145件、1821年で214件、1821年で271件、1831年で161件、総数で791件が確認されているのみである。Wall, Woollard and Moring (2004/2012), Table 1, p. 6.

<sup>6</sup> BPP 1833, vols. XXXVI-XXXVII.

<sup>7</sup> イギリス人口史において重要な貢献を続けているケンブリッジグループでは、史料に残された職業名のデータベース化を行っており、PSTシステムと呼ばれる職業分類が作成されている。グループの作成した職業名の検索テーブルには、綴りの異同も含めて約3万2千例の職業名が掲げられており、標準化を施してなお2,400種類にのぼる。検索テーブル (pstlookuptable.xls) は、同グループのウェブサイトからダウンロードできる。www.geog.cam.ac.uk/research/projects/occupations/britain19c/pst.html (2014年5月1日参照)。

図1 Census Enumerators' Booksのサンプル (1841年および1851年)  
1841年

36

City or Borough of Southwark  
Parish or Township of S. Saviour

Example of Enumeration Schedule,  
showing how Entries may be made.

PLACE.	HOUSES		NAMES of each Person who abode therein the preceding Night.	AGE and SEX.		PROFESSION, TRADE, EMPLOYMENT, or of INDEPENDENT MEANS.	Where Born	
	Unfinished or Building.	Inhabited.		Males.	Females.		Whether Born in same County.	Whether Born in Scotland, Ireland, or Foreign Parts
George Street		1	James Johnson	40		Chemist	Y.	
			Jane do.		35		Y.	
			William do.	15		Thom. Sh.	Y.	
			Anne do.		13		Y.	
			Edward Smith	30		Chemist's Sh.	Y.	
			Sarah Robins		45	S. S.		I.
	do.	16	1	John Cox	60		Y.	
	do.	18		Mary do.		45		Y.
	do.	18		Ellen do.		20		Y.
				James Macpherson	35		Mo. S.	
Extra Parochial Place, named The Close.			Henry Wilson	35		Smy	Y.	
			n. h.	above 20				
		1	William Jones	50		Farmer	Y.	
			Elizabeth do.		40		Y.	
			William do.	15		Navy	Y.	
			Charlotte do.		8		Y.	
			n. h. do.		5 months		Y.	
			Richard Clark	20		Ag. Lab.	Y.	
	do.	16	1	Robert Hall	45		Tailor	Y.
				Martha do.		30		Y.
Chapel Row.			John Mullet	25		Tailor S.		I.
			Ann Williams		20	S. S.	Y.	
		1	Edward Jackson	35		Jord.	Y.	
			Charles do.	30		Cl.	Y.	
			James Leary	20		Mo. S.		I.
TOTAL in Page		216 28	5	15	10			



の、20歳以上・未満といった区分がない。

これに対して、1841年以降のセンサスにおいては、センサス実施日に先だって各世帯に世帯票 (household schedule) が配付され、センサス当日に調査員が各戸を訪問して調査簿に転記するという形式が取られている。この調査簿を Census Enumerators' Books (以下、CEB) と呼ぶが、調査員に求められたのはCEBへの正確な記載のみで、集計はロンドンのセンサスオフィスで行われた。原簿を中央に送付し、そこで集計を行うという実施体制のおかげでCEBはほとんどが現存しており、実施後100年経過した時点で公開されている。本稿では、1834年救貧法報告書に記載された18教区についてのCEBを用いる。サンプル数は、17,623人である。

もっとも、1851年以降のCEBと比べると、1841年センサスは移行期のものという感が否めない。図1は、1841年と1851年のCEBのフォームの違いを示したものである。1851年のもののほうが、格段に詳細であることに注意したい。特に、女性の就業を考える際には、その女性が有配偶かどうかや子どもの数が意思決定に大きく影響すると考えられるが、1851年のCEBには、世帯主との続柄 (Relation to Head of Family) と婚姻関係 (Condition) があるのに対して1841年のものにはなく、そのため、例えば20歳の男性と同姓の18歳の女性が並んで記載されていた場合、1841年のCEBでは、それが夫婦なのか兄妹なのか判然としない。また、世帯主と思われる人物が30代の女性で、10歳前後の同姓の子どもが続けて記載されている時には、その女性が寡婦であるケースもあれば、センサス実施日にたまたま夫が不在ただけというケースも考えられるため、有配偶率や既婚女性の有業率の計算などには注意を要する。これらの点は、次節での分析の際に、改めて議論する。

様式上の問題のみではなく、調査方法に対す

る当局の指示上の問題もある<sup>8</sup>。まず、年齢に関しては、15歳以上の者については、17歳の者は15歳、54歳の者については50歳というように、5歳単位で切り下げて記入することとされており、平均年齢は2.5歳程度低くなる。ただし、調査員によっては実際の年齢が記載されているものもあって、調査区によってまちまちであることに注意が必要である。また、既婚女性や親と同居している未婚の子どもの職業に就いては、以下のような指示が与えられている。

*“Profession, Trade, Employment, or of Independent Means.” – Men, or widows, or single women, having no profession or calling, but living on their means, may be inserted as independent, which may be written shortly, thus “Ind.”*

The profession, &c., of wives, or of sons or daughters living with their husbands or parents, and assisting them, but not apprenticed or receiving wages, need not be set down.

… (Italics in the original document).

したがって、農場やパブの経営者や職人といった自営業者の妻子については、原則的に職業の記載がなされないため、彼らの有業率は全体的に低めに出る。ただし、これも調査員によっては「Farmer's wife」や「Shoe maker's son」といった記述をしている場合がある。本稿では、こうした記述はすべて無業として扱う。

1834年救貧法報告書は、同年の法改正に先立って、救貧法の管理運営の実態を把握するために作成された8000ページを超える報告

<sup>8</sup> CEBには、各調査区のメタ情報 (州名、ハンドレッド名、教区名、等) が記載された前文が付されているが、調査区によっては調査員に対する指示書と一緒に残されているケースがある。ここでは、ノーサンプトンシャーのMoulton教区のCEBに残された指示書から引用する。'Directions Respecting the manner in which Entries may be made in the Enumeration Schedule', TNA, HO 107/810/6, f. 4.

書である<sup>9</sup>。調査委員会は国王から任命された9名からなり、実際の情報収集にあたっては、イングランドとウェールズを26の地域に分け、地域ごとに任命された委員補佐 (assistant commissioners) によって行われた。本稿で利用するのは、Appendix (B. 1.) にまとめられた農村調査 (Rural Queries) で、貧民救済の管理運営、成人男性・女性・子どもの賃金や就業機会、季節ごとの失業の程度、労働者に貸し出される菜園の有無など、53項目について調査されている。調査に先立って質問票が作成され、委員補佐自身が現地に赴いて調査の上記入するか、貧民監督官などの教区委員に記入を依頼する形で情報収集が行われた。質問票が教区委員に配付されたのは1832年の夏頃で、1833年の1月末までに、イングランドとウェールズの農村教区数の約10%、人口では約20%をカバーする1,100あまりの教区から回収されている<sup>10</sup>。本稿では、ノーサンプトンシャーで調査された18教区についての情報を用いる。これは、同州の343の農村教区の5%にあたり、人口比では約9%に相当する<sup>11</sup>。

前述したように、成人男性の職業については、1831年センサスから大まかな像は描くことができる。本稿にとって1834年報告書が重要なのは、

Question 11. – Have you any and what Employment for Women and Children?

Question 12. – What can Women and Children under 16, earn per week, in Summer, in Winter and Harvest, and how employed?

Question 13. – What in the whole might the Labourer's Wife, and four Children, aged 14, 11, 8 and 5 years respectively (the eldest

a Boy,) expect to earn in the year, obtaining, as in the former case, an average amount of Employment?

の三つの設問によって、婦女子労働についての情報が得られることである。回答は記述的で、20代女性の何%がどの職業に就いていたといった表現はできないが、女性や子どもにどのような就業機会が存在し、それがどのような状況にあったかを確認しながら、1841年センサスとの比較を試みよう。

### 1830年代初頭の状況

図2にノーサンプトンシャーと本稿で対象とする1834年救貧法報告書に記載された18教区の位置を示した。ノーサンプトンシャーは、イーストミッドランドに位置し、中世においてはウォッシュ湾に注ぐウェランド川 (River Welland) とニーン川 (River Nene) の二つの可航河川が物流の動脈として経済活動に重要な役割を果たしていた。

1906年に出版された、ヴィクトリア記念州別史第2巻では、ノーサンプトンシャーの主要産業として、石灰岩や建築用石材の採石、鉄鋳、釣鐘製造、パイプ製造、皮革業、製靴業、手袋製造、鞭製造、繊維業、毛織物や絹織物などの繊維ならびに縮絨などの関連産業、レース編み工業、および製紙業が挙げられている<sup>12</sup>。2005年に公開された映画Kinky Bootsで描かれたように、苦境にあえいではいるが、製靴業はつとに有名で、ノーサンプトン博物館は世界最大の靴・ブーツのコレクションを誇っている。また、隣接するベッドフォードシャーやバッキンガムシャーと同様に、ルイ14世によるナントの勅令の廃止 (1685年) によるユグノーの移住にもなってフランスの技術がもたらさ

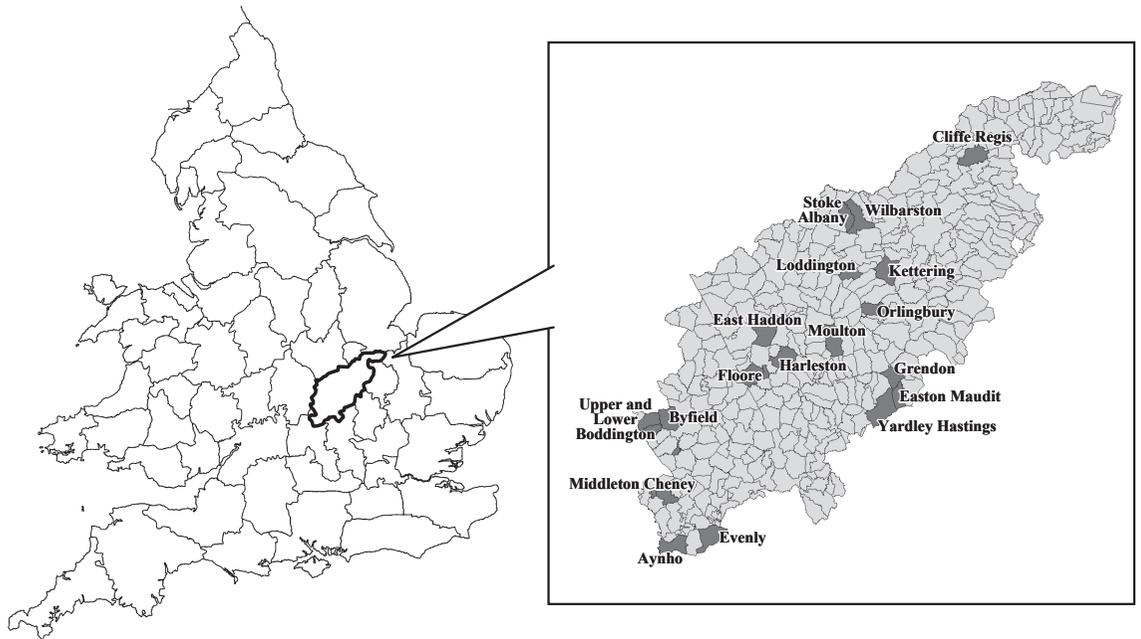
<sup>9</sup> BPP 1834 vols. XXVII-XXXIX.

<sup>10</sup> Blaug (1964), p. 234.

<sup>11</sup> 教区数については、*Ibid.*, Table 1, p. 236。人口比については表2より計算。

<sup>12</sup> Serjeantson and Adkins (1906), pp. 289-340.

図2 ノーサンプトンシャーおよび1834年救貧法報告書に記載のある18教区



れ、18世紀にはレース編み工業が農村工業として根付いた<sup>13</sup>。

もっとも、他の州と比較すると、明らかに農業州ではある。表1は、1831年センサスの報告書にもとづいて、イングランドの各州の就業構造をまとめたものである。農業従事世帯 (Families chiefly employed in agriculture) の総世帯数に対する割合は、イングランド全体の27.7%に対して、ノーサンプトンシャーでは、46.8%となっている。また、20歳以上の男性のうち、「Occupiers employing Labourers」, 「Occupiers not employing Labourers」, 「Labourers employed in Agriculture」とされた者を農業従事者とした場合の割合も50.0%で、どちらもヨーク市を除いた42州のうち12番目に大きい数値となっている。他方で、成人男性に占める製造業従事者 (Employed in Manufacture, or in making Manufacturing Machinery) の割合は1.3%

に過ぎず、イングランド全体の9.8%よりも圧倒的に低い。もっとも、ここに含まれるのは工場経営者などで、綿業中心地のランカシャー、毛織物業の中心地であるヨークシャーのウェストライディング、初期の水力紡績工場が立地したノッティンガムシャーやダービシャー、機械による靴下編工業が集中するレスタシャー、また、ボウルトン・アンド・ワット社の本拠地バーミンガムを要するウォリックシャーや隣接するスタッフォードシャー、ウスタシャー、南ウェールズの炭鉱地帯であるモンマスなど、産業革命の舞台となった特定の州の値が目立つ。他方、小売業や職人といった小生産者の割合はノーサンプトンシャーの値は低くなく、31.6%とイングランド全体の平均値30.1%よりもわずかながら高い。州別ランキングで見ると、第6位となっており、突出した工業都市を持たない農業州ではあるが、自営の職人や家内工業従事者が農村部に広範に広がっていた、といったイメージが描ける。

<sup>13</sup> *Ibid.*, p. 289.

表1 イングランドの就業構造 (1831年, 世帯・男性)

州	男性 人	女性 人	計 人	農業従事 世帯 %	20歳以上男性			
					農業従事者 %	製造業 %	小売・職人 %	その他 %
Bedfordshire	46,450	49,033	95,483	56.8%	59.3%	0.2%	24.4%	16.1%
Berkshire	72,553	72,836	145,389	45.2%	45.8%	1.4%	29.0%	23.8%
Buckinghamshire	71,734	74,795	146,529	53.0%	54.5%	1.0%	24.2%	20.2%
Cambridgeshire	72,031	71,924	143,955	53.3%	54.3%	0.1%	24.6%	21.0%
Cheshire	164,133	170,258	334,391	25.2%	29.8%	16.9%	28.0%	25.3%
Cornwall	146,213	154,725	300,938	30.7%	35.1%	0.2%	21.9%	42.9%
Cumberland	81,971	87,710	169,681	30.5%	38.1%	7.9%	27.5%	26.5%
Derbyshire	117,740	119,430	237,170	27.6%	31.2%	15.2%	25.4%	28.1%
Devonshire	235,789	258,689	494,478	34.8%	41.3%	1.1%	30.8%	26.8%
Dorset	76,536	82,716	159,252	43.4%	45.6%	1.9%	27.9%	24.6%
Durham	121,748	132,162	253,910	15.4%	19.2%	4.3%	32.2%	44.3%
Essex	159,015	158,492	317,507	53.0%	55.3%	1.1%	24.0%	19.6%
Gloucestershire	185,118	201,901	387,019	25.4%	28.1%	6.4%	31.5%	34.0%
Hampshire	152,082	162,198	314,280	35.2%	38.4%	0.4%	31.0%	30.2%
Herefordshire	55,838	55,373	111,211	54.7%	55.9%	0.2%	25.8%	18.1%
Hertfordshire	71,395	71,946	143,341	45.4%	47.6%	0.8%	27.0%	24.6%
Huntingdonshire	26,377	26,815	53,192	55.2%	55.5%	0.0%	26.5%	18.0%
Kent	234,572	244,583	479,155	32.6%	36.9%	0.4%	29.6%	33.1%
Lancashire	650,389	686,465	1,336,854	9.5%	11.9%	31.1%	27.5%	29.4%
Leicestershire	97,556	99,447	197,003	29.3%	30.8%	24.6%	27.6%	17.0%
Lincolnshire	158,858	158,607	317,465	54.2%	56.9%	0.2%	25.8%	17.1%
Middlesex	631,410	726,920	1,358,330	3.1%	3.6%	3.1%	45.5%	47.8%
Monmouth	51,095	47,035	98,130	28.2%	28.4%	12.2%	24.7%	34.7%
Norfolk	189,323	200,731	390,054	44.7%	48.6%	5.1%	28.4%	18.0%
<b>Northamptonshire</b>	<b>87,949</b>	<b>91,387</b>	<b>179,336</b>	<b>46.8%</b>	<b>50.0%</b>	<b>1.3%</b>	<b>31.6%</b>	<b>17.0%</b>
Northumberland	106,147	116,765	222,912	20.9%	26.5%	2.4%	32.2%	38.9%
Nottinghamshire	110,457	114,870	225,327	28.3%	29.8%	25.2%	25.9%	19.1%
Oxfordshire	76,387	75,769	152,156	48.2%	47.4%	1.8%	28.5%	22.3%
Rutland	9,721	9,664	19,385	54.9%	55.9%	0.2%	27.8%	16.0%
Shropshire	111,017	111,921	222,938	36.8%	41.2%	2.4%	25.6%	30.8%
Somerset	194,316	209,884	404,200	36.0%	39.6%	4.6%	28.0%	27.8%
Staffordshire	206,921	203,591	410,512	21.7%	23.9%	20.4%	24.4%	31.4%
Suffolk	145,769	150,548	296,317	51.2%	54.2%	0.9%	25.5%	19.4%
Surrey	230,860	255,474	486,334	13.4%	16.2%	1.7%	36.9%	45.2%
Sussex	135,333	137,007	272,340	42.6%	45.6%	0.2%	28.6%	25.6%
Warwickshire	165,576	171,034	336,610	21.9%	23.6%	13.7%	39.1%	23.6%
Westmorland	27,576	27,465	55,041	40.5%	47.0%	7.7%	25.8%	19.5%
Wiltshire	117,622	122,534	240,156	48.5%	50.5%	6.0%	22.6%	20.9%
Worcestershire	103,383	107,982	211,365	32.2%	35.0%	15.2%	25.9%	23.9%
Yorks., ER	82,142	86,749	168,891	35.2%	43.0%	0.4%	31.4%	25.2%
City of York	16,510	18,852	35,362	17.2%	20.4%	2.4%	46.6%	30.6%
Yorks., NR	93,203	97,553	190,756	44.1%	50.5%	2.1%	26.9%	20.5%
Yorks., WR	485,812	490,538	976,350	15.7%	18.2%	32.2%	25.9%	23.6%
<b>England</b>	<b>6,376,627</b>	<b>6,714,378</b>	<b>13,091,005</b>	<b>27.7%</b>	<b>30.6%</b>	<b>9.8%</b>	<b>30.1%</b>	<b>29.4%</b>

出所: BPP 1833 vols. XXXVI-XXXVII.

表2 18教区就業構造 (1831年, 世帯・男性)

教区	男性	女性	計	農業従事 世帯	20歳以上男性			
					農業従事者	製造業	小売・職人	その他
	人	人	人	%	%	%	%	%
Aynho	337	327	664	68.6%	60.6%	0.0%	24.6%	14.9%
Upper and Lower Boddington	346	316	662	78.1%	75.0%	0.0%	16.2%	8.8%
Byfield	446	506	952	65.6%	55.1%	1.0%	29.0%	15.0%
Cliffe Regis (King's Cliffe)	576	597	1,173	38.5%	40.3%	3.9%	43.8%	12.0%
Easton Mawdit	101	109	210	74.1%	83.0%	0.0%	13.2%	3.8%
Evenley	252	254	506	89.4%	92.3%	0.0%	3.8%	3.8%
Floore and Neighbourhood	467	488	955	59.3%	60.9%	0.0%	26.7%	12.4%
Grendon	297	325	622	75.6%	73.9%	0.0%	26.1%	0.0%
East Haddon	328	316	644	56.3%	67.1%	0.0%	26.0%	6.9%
Harlestone	334	311	645	45.5%	51.6%	2.5%	23.6%	22.4%
Kettering	1,924	2,175	4,099	13.1%	15.2%	21.9%	34.2%	28.7%
Loddington	87	131	218	87.2%	86.3%	0.0%	7.8%	5.9%
Middleton Cheyney	742	673	1,415	60.7%	63.6%	9.6%	13.8%	13.0%
Moulton	671	663	1,334	69.7%	73.2%	1.0%	22.2%	3.6%
Orlینگbury	161	175	336	88.4%	81.0%	0.0%	11.9%	7.1%
Stoke Albany	164	175	339	54.2%	48.4%	0.0%	30.8%	20.9%
Wilbarston	313	368	681	48.8%	44.1%	0.0%	33.6%	22.4%
Yardley Hastings	506	545	1,051	60.6%	61.8%	0.0%	22.7%	15.5%
18教区計	8,052	8,454	16,506	50.6%	52.0%	6.5%	25.9%	15.5%
Northamptonshire	87,949	91,387	179,336	46.8%	50.0%	1.3%	31.6%	17.0%
England	6,376,627	6,714,378	13,091,005	27.7%	30.6%	9.8%	30.1%	29.4%

出所：BPP 1833 vols. XXXVI.

表2は、1834年救貧法報告書から情報が得られる18教区について、表1と同様の作表を行ったものである。18教区全体では、パーセント表示になっている部分はノーサンプトンシャー全体とほぼ同様で、ノーサンプトンやピーターバラといった都市を含まないにも関わらず、20歳以上男性に占める製造業従事者の割合は、むしろ高くなっている。全般的には、代表性を確保していると言えよう。

18教区のうちもっとも人口が多いのはケタリング (Kettering) で、農業従事世帯や農業従事者の割合が低く、製造業従事者の割合が非常に高くなっている。ケタリングは、中世以来、市場開設権を持つ市場町なため、他の教区と少し性格が異なっている<sup>14</sup>。他方で、ケタリ

ングにほど近いロディントン (Loddington) やオーリングベリ (Orlینگbury)、オックスフォードシャー州境のイヴンリイ (Evenly) は、全世界帯の9割近くが農業世帯で、イヴンリイでは成人男性の92.3%が農業従事者となっている。興味深いのは、オーリングベリには小売・職人も少なからず存在することで、ボディントン (Upper and Lower Boddington) やイーストン・モウディット (Easton Mawdit)、グレンドン (Grendon) も同様の傾向を見せる。

それでは、女性や子どもの就業機会はどうであったのであろう。表3は、1834年救貧法報告書の農村調査における設問11と12への回答をまとめたものである。質問票が回収された14教区のすべてでレース編み工業への言及

<sup>14</sup> 1227年にピーターバラ修道院長に対して、金曜日この地で市を開催する権利が与えられている。Page

表3 18教区における女性の就業機会

教区	設問 11 への回答	設問 12 への回答
Aynho	They are employed during Harvest; they have a little lace-making, and a very little spinning.	Summer, Women, 5s. At hay-making; Children, 2s. 6d. Winter, 3s.; lace-making, 1s. 6d.; very few Children employed. Harvest: Women, 7s.; Children, 4s.
U. and L. Boddington	na	Summer, Women, 4s. Children, 2s.; Winter, no employment. Harvest, as in Summer.
Byfield	No general employment. Lace-making has been much superseded by machinery lace. (T. C.) Some Women are employed in picking and burning couch-grass, in weeding, and in hay and harvest work. Some Children are employed in helping to set beans and potatoes, in keeping off birds, and in getting in hay, corn, and potatoes. The season of gleaning is a time for full occupation for every member of the family for four or five weeks. (C. W.)	no particular employment for them; it is all precarious.
Cliffe Regis	Some of the Children are employed in making lace.	Summer, part of the Female population, 3s. 6d.; Winter, 2s. 6d.; Harvest, 4s. 6d.
Easton Mawdit	Lace-making; but not a thriving trade.	na
Evenley	Bobbin-lace.	It is difficult to answer this question; but speaking generally, I should say, that a Woman could earn from 3s. to 4s. per week in Summer; a Boy of 14, all the year, from 2s. 6d. to 3s.; and one of 11, from 1s. 6d. to 2s.
Floore	Weeding and stone-picking in their season; at other times lace-making; but the trade is bad.	Summer: Women, 4s.; Children under 16 years of age, 3s.; usually employed in hay-making and assisting the reapers. Harvest, the same. Winter, 2s. per week, making lace.
Grendon	na	The Women and children are employed, in Summer and Winter, in making lace, none earning more than 4s. a week, and the largest number not more than 2s. In harvest they are employed in gleaning to little more advantage than in making lace.
East Haddon	A few are employed in agriculture; some in making lace.	Summer: Women who have not large families, 4s.; Children, from 2s. 6d. to 3s. Winter: Women 3s.; Children, 2s. Harvest: Women, 7s.
Harlestone	The Women, in a few instances, employ themselves in making lace; others, in Summer, get work in the fields. So do the Children above ten years of age.	Summer: Women, 8d. per day; Children, from 4d. to 6d. Winter: Women not employed in agriculture; Boys, about the same as Summer. Harvest, Women, 1s. per day.
Kettering	na	Summer, at silk-weaving, from 3s. to 5s.; lace-making, 1s. 6d. to 3s. 6d. Winter, weaving and lace-making: No out-work for Women during Winter. Harvest, Women get from 8d. to 1s. a day.
Loddington	Women work in the hay and harvest; also weed and gather stones from the land: a few make lace.	na
Middleton Cheyney	na	Labourers are so numerous that no work can be obtained any consequence.
Moulton	A little lace-making; the Earnings very little indeed. (J. N.) Lace-making; from 2s. to 3s. per week. (C. H.)	Summer and Winter, Women and Children sometimes make lace; but their Earnings do not exceed 1s. per week. Harvest, all the Women and Children glean. (J. N.) Summer, 3s. per week; Winter, 2s. 6d.; Harvest, 6s. (C. H.)
Orlingbury	Women and Children generally make lace.	2s. per week throughout the year by making lace. In hay-time and harvest they can, on an average of age, earn 6d. per day.
Stoke Albany	Lace-running.	Children under 16 can earn 2s. or more per week at lace-running. Women can earn 3s. per week generally, throughout the year, at washing or weeding, or hay or harvest work, or lace.
Wilbarston	Lace-running.	Children under 16 may earn 2s. a week, or more, at lace-running. Women may get 3s. a week generally throughout the year.
Yardley Hastings	Lace-making, which is very much on the decline; and in Summer a little hay-making, harvest-work, and gleaning.	About 2s. on an average.

があり、いくつかの教区では比較的详细な記述が見られる<sup>15</sup>。バイフィールド (Byfield) では手編みが機械生産に取って代われつつあり、フロー (Floore) での状況はイーストン・モウディットより悪いようで、ヤードリィ・ヘイスティングズ (Yardley Hastings) でははっきりと衰退している。また、オーリングベリでは、婦女子の間で非常に広範に行われていたようである。設問 11 への回答が無かった 4 教区でも、グレンドン (Grendon) とケタリングではレース編みが存在していたことが設問 12 への回答からわかる。さらに、ケタリングでは絹織物業もあった。加えて、クリフ・レジス (Cliffe Regis) では、主として子どもの就業機会であったことも読み取れる。このように、状況の差はあったようだが、ボディントンとミドルトン・チェイニィ (Middleton Cheney) 以外では、レース編みが女性や子どもの貴重な就業機会を提供していたと考えられる。

### 1830年代の変化

こうした 1830 年代初頭の状況は、1841 年にはどのように変化していたのであろうか。まず、18 教区の CEB を用いて、全体の年齢別有業率プロファイルを確認しよう。図 3 と 4 がそれである<sup>16</sup>。

男性の有業率は、10 代前半から 20 代後半にかけて急激に上昇して 90% に達した後、緩やかに上昇しながら 40 代でピークを迎え、以降、加齢とともに緩やかに減少していくという台形

のプロファイルを示す。女性の場合は、10 代後半に急上昇した後、30 代前半に向けて今度は急下降し、以降、10% から 15% の間を推移するという形を取る。結婚、出産を機に労働市場から退出していくという、典型的なパターンを示している。ただ、生涯未婚か死別かを問わず、独り身である可能性の高い 75 歳以上に至っても、10% 以上の有業率を示していることには留意すべきであろう。

当時の人々は、何歳くらいで働き始めたのであろう。Humphries (2010) によって、1821-50 年出生コーホートでは、平均就業開始年齢が 10 歳を切っていることが示されたことは既に述べた。我々のデータセットでは、男性で職業の記載がある最低年齢は 9 歳で、イヴンリィの Jacob Welch, フローの George Sharpe, モウルトン (Moulton) の Samuel Smith の 3 名が農業労働者として働いている。Jacob Welch の世帯は父母と 4 人の子どもからなる 6 人家族で、父親は農業労働者である。Jacob は第 3 子で、15 歳と 11 歳の姉二人は、どちらもレース編み工として働いており、7 歳の妹は職業の記載が無い。母親は 50 歳と記載されており、48 歳と記載されている父親をはじめ、この調査区では 5 歳刻みでの年齢記載となっていないため、実年齢が 50 歳なのであろう。15 歳の長子 Mary を生んだのは 35 歳前後と考えられるため、すでに家を出た子どももいるのかもしれない<sup>17</sup>。George Sharpe の世帯には父親が不在で、45 歳の無職の母親と 5 人の男子からなる 6 人家族である。兄弟 5 人の年齢は、15 歳、14 歳、11 歳、9 歳、7 歳で、7 歳の Henry 以外はすべて農業労働者である<sup>18</sup>。Samuel Smith の世帯についてはよくわからない。William Manning という 70 歳の農業労働者と二人暮らしらしいのだが、姓が異なり、年齢差も 60 歳も離れている<sup>19</sup>。想像の域

<sup>15</sup> イヴンリィの bobbin-lace は、正確にはレース編みではなくレース織りであり、ストーク・オルバニィ (Stoke Albany) やウイルバーストン (Wilbarston) の lace-running はレース刺繍 (lace embroidery) であるが、ここでは「レース編み」で統一する。

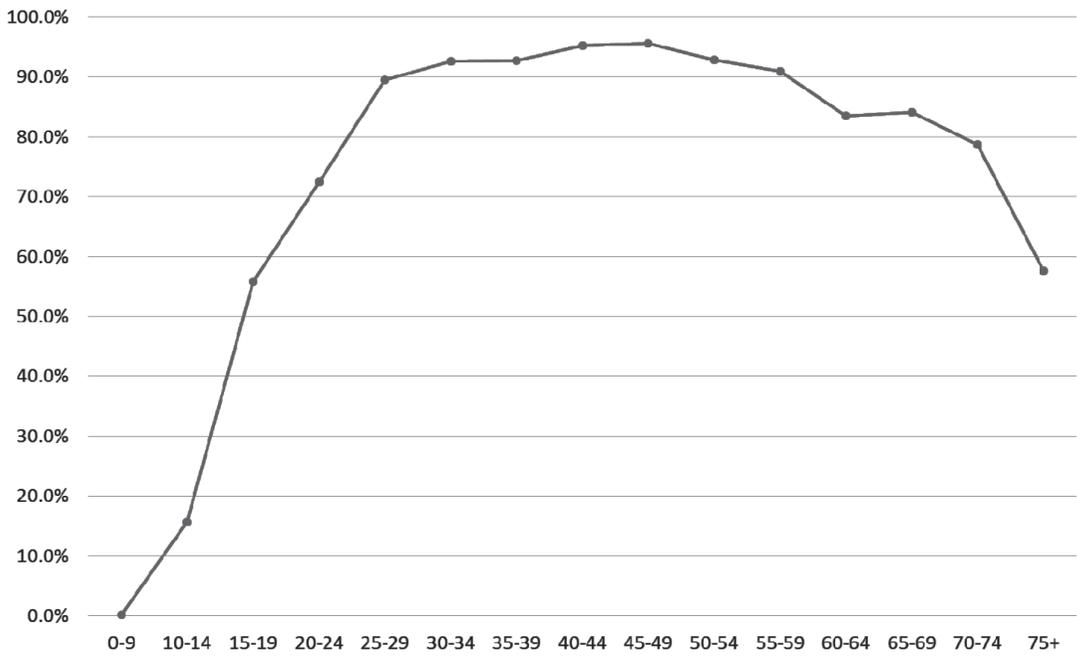
<sup>16</sup> 職業欄に判読可能な形で記載がある者から、alms house, blind, cottager, foreigner, independent, indoor pauper, inmate, lodger, pauper, pensioner, poor, pupil, scholar, schoolboy, spinster, stranger, student, visitor, widow, wife を除いた者を有業者とした。

<sup>17</sup> TNA HO 107/804/7, f. 10, p. 12.

<sup>18</sup> TNA HO 107/806/11, f. 10, p. 11.

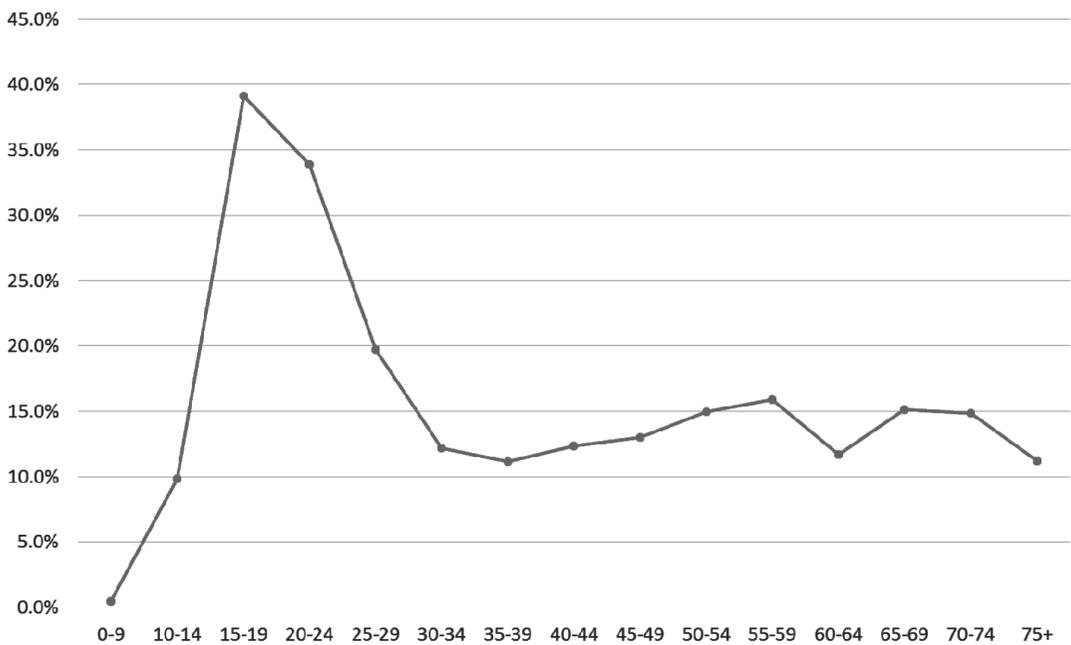
<sup>19</sup> TNA HO 107/810/6, f. 5, p. 3.

図3 18教区における有業率（男性）



出所：1841 Census Enumerators' Books.

図4 18教区における有業率（女性）



出所：1841 Census Enumerators' Books.

表4 15-24歳男性の有業率（教区別）

教区	有業者	無業者	記載無し	計	有業率
Aynho	16	2	38	56	28.6%
Upper and Lower Boddington	26		35	61	42.6%
Byfield	66	2	18	86	76.7%
Cliffe Regis (King's Cliffe)	60	1	28	89	67.4%
Easton Mawdit	14		5	19	73.7%
Evenley	33	1	11	45	73.3%
Floore and Neighbourhood	39		40	79	49.4%
Grendon	37		13	50	74.0%
East Haddon	34		36	70	48.6%
Harlestone	24		37	61	39.3%
Kettering	383	10	139	532	72.0%
Loddington	13		10	23	56.5%
Middleton Cheyney	60		40	100	60.0%
Moulton	88	2	49	139	63.3%
Orlingbury	26		9	35	74.3%
Stoke Albany	31		7	38	81.6%
Wilbarston	26		20	46	56.5%
Yardley Hastings	62	1	36	99	62.6%
18教区計	1,038	19	571	1,628	63.8%

出所：1841 Census Enumerators' Books.

を出ないが、結婚して姓が変わった娘が、何かの事情で孫をあずけたということであろうか。

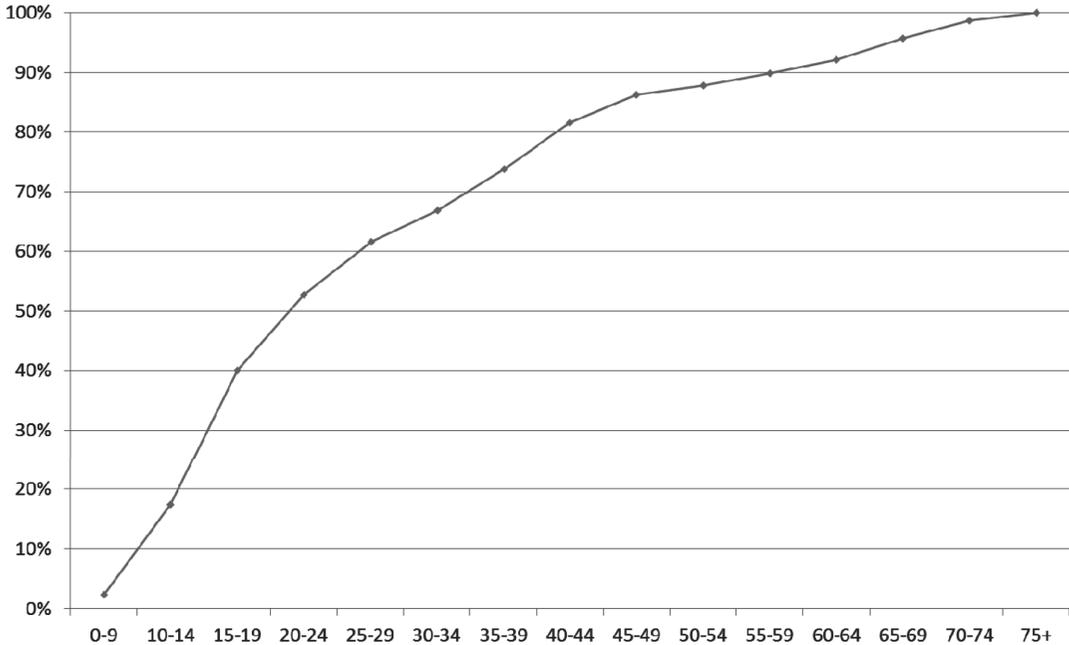
女性の場合、10歳未満で就業している者は男性よりも多く、9歳が8名、8歳が2名、最低年齢はわずか5歳で、あわせて11名が確認できる。5歳から働いていたのは、モウルトン(Moulton)の家内奉公人Eliza Hindeである。世帯主のJohn Merryは55歳で、同い年の妻と奉公人のElizaとの3人暮らしである。Johnの職業は、「independent」と記載されており、先に引用した調査員の指示書にしたがえば、何らかの資産をもとに生計を立てている世帯であった。モウルトンにはHindeという姓は他になく、彼女の出生地も州外とされており、どういう経緯で5歳にして働くことになったのかはよくわからない<sup>20</sup>。この11名でもっとも多い職業はレース編み工の7名で、その他は、家内奉公人が3名、製糸工が1名である。8歳の2名も

レース編み工で、イーストン・モウディットのMary Cooperと、イヴンリイのZillah Waltonである。Mary Cooperは、Samuel Smithと同様、年の離れた姓の異なる高齢者と同居していて、同居の経緯はよくわからない。世帯主のHannah Tompsonは75歳で、職業の記載は無い。ただ、隣家にHumphrey CooperとJane Cooperという夫婦が、11歳と5歳の息子、3歳と1歳の娘の6人で住んでおり、長男のJosephが11歳にして農業労働者として働いていることから、Janeが第二子のMaryを母親のHannahに預けているという可能性も考えられる<sup>21</sup>。Zillah Waltonは、祖父と母、弟2人の5人家族である。祖父のThomas Waltonは69歳の農業労働者で、母親のFannyは34歳、職業の記載はない。寡婦となり義父を頼って同居しているが、末子がまだ2歳なために自らは働くことができず、8歳のZillahの稼ぎに頼っている、といった説明は可能であ

<sup>20</sup> TNA HO107/810/6, f. 19, p.4.

<sup>21</sup> TNA HO107/802/3, f. 3, pp. 1-2.

図5 18教区における女性レース編み工の年齢分布（累積）



出所：1841 Census Enumerators' Books.

ろう。

このように、10歳未満で働いている子ども達の世帯構造からは、貧困ゆえに働かざるを得ないという状況が垣間見える。しかし、そうであるとするならば、今度は、10代後半から20代前半の男性有業率の低さが気にかかる。年齢階層別有業率は、前者が55.8%，後者でも72.5%にとどまっている。表4は、15歳から24歳の男性について、教区別に有業率をみたものである。ここからは、教区によって有業率に非常に大きなバラツキがあることがわかる。ストーク・オルバニイでは80%を超えており、バイフィールド (Byfield) やオーリングベリ (Orlینگbury) でも7割を超えている。他方で、エインホウ (Aynho) では28.6%と非常に低い数値となっている。エインホウに住む15歳から24歳の男性で、職業欄に記載の無い38名について、世帯主の職業を詳細に見てみると、もっとも多いのは農業労働者 (labourerも含む)

の20名で、洗濯婦 (washerwoman) や寡婦 (spinster) の息子というケースも見られる (各1名)。こうした職業の賃金は、決して高いものではなかったと考えられるので、彼らは、働き口があるならば働きたいと思っていたであろう。世帯主が造船所経営者 (2名) や農場経営者 (5名)、大工 (2名)、水車大工 (2名)、醸造業者や製靴工 (各1名) といった場合には、家業を手伝っていたことも考えられるが、これら13名を有業者として再計算しても51.8%にすぎず、若年男性の就業機会もまた限られたものであったこと、換言すれば、この低い有業率は需要側の要因によるものであることが示唆される。

では、女性や子どもの就業機会は、1841年にはどのような状況だったのであろう。CEBから判明する女性有業者数は、18教区全体で1,267名である。このうち、もっとも大きい職業グループは奉公人で566名を数え、全体

の44.7%を占める。レース編み工とされた女性は305名で<sup>22</sup>、24.1%となっており、奉公人に次いで2番目に大きい職業グループとなっている。1841年時点でも、レース編み工業は、ノーサンプトンシャーの女性にとって非常に重要な就業機会であったことがわかる。

未婚の若年女性の職業という性格にも変化はない。図5は、この305名の年齢分布を累積で示したものである。19歳までに40%に達し、20代前半までの女性で全体の過半数を占めている。以降は傾斜が緩くなって、40代後半で90%に近づき、そこでさらにもう一度傾斜を緩めている。

もっとも、既婚女性にとっても重要な就業機会であったようである。前述したように、1841年センサスのCEBには、配偶関係を記載する欄がない。ここでは、以下のようなルールで、有配偶女性を定義する。

- (1) 年齢差が±10歳以下の同姓の男性と同居している30代以上の女性
- (2) 20代の女性で同姓の男性と同居しており、男性の年齢が本人と同じか男性のほうが年上(年齢差10歳以下)の場合
- (3) 20代の女性で同姓の年下の男性(年齢差10歳以下)と同居しており、男性が20歳以上の場合
- (4) 20代の女性で同姓の年下の男性(年齢差10歳以下)と同居しており、男性が20歳未満の場合(我々のサンプルでは15歳、17歳、19歳の3ケースのみ)、以下のように処理
  - a. 男性が15歳：有配偶としない
  - b. 男性が17歳：17歳の男性世帯主、21歳と19歳の同姓の女性という世帯で、姉弟か夫婦か判然としないため、有配偶としない
  - c. 男性が19歳：5ヶ月の同姓の乳児と

同居しているため有配偶とする

- (5) 10代の女性は、兄妹・姉弟関係との区別が難しいので基本的には有配偶とはしない(ただし4ヶ月の同姓の乳児と同居している1ケースのみ有配偶とした)

前述したようなセンサス実施日にたまたま夫が不在というケースや、年齢差が11歳以上の夫婦、また、子どものいない20代前半の夫婦等は有配偶とみなされないため、有配偶人口は過小評価される傾向があることに注意したい。この定義にしたがうと、職業を持つ有配偶女性は37名に過ぎず、その約40%にあたる15名がレース編み工となっている。

しかし、この貴重な就業機会は、1830年代を通じて著しく縮小した。表5は、305名のレース編み工の教区別内訳を、各教区における15-59歳女性の有業率とともに示したものである。( )内のパーセンテージは、各教区の女性人口に占めるレース編み工の割合である。

1834年救貧法報告書でレース編みについて言及があったのは、ボディントンとミドルトン・チェイニイを除く16教区にのぼった。1841年においては、ミドルトン・チェイニイではむしろ10名のレース編み工が確認できるものの、ボディントンを含む7教区ではレース編み工の存在を確認できない。また、エインホウやイースト・ハドン(East Haddon)、ストック・オルバニイの数値は、ほぼ皆無と言ってよい。すなわち、これら教区では、1830年代の10年間で、レース編み工業が消滅してしまったのである。特に注目したいのは、1834年報告書で「女性と子どもはほとんどがレース編みをしている」とされていたオーリングベリでさえ一人のレース編み工もないことである。ある程度の存在感を示すのは、対女性人口比の大きいイーストン・モウディット、イヴンリイ、ヤードリイ・ヘイスティングズと絶対数の多いケタリングの4教区のみで、他の14教区では、事実上、女性の就業機会として期待することは

<sup>22</sup> lacemaker, lace runner, lace worker, frame lace と記載された者の合計値。

表5 女性レース編み工および教区別有業率, 1841年

教区	女性人口	レース編み工		有業率 (15-59歳)
Aynho	343	1	(0.3%)	15.6%
U. and L. Boddington	338	-	-	13.6%
Byfield	548	-	-	18.8%
Cliffe Regis (King's Cliffe)	652	-	-	18.7%
Easton Mawdit	110	35	(31.8%)	20.4%
Evenley	248	56	(22.6%)	61.1%
Floore	532	20	(3.8%)	42.3%
Grendon	313	-	-	21.1%
East Haddon	299	1	(0.3%)	9.9%
Harlestone	318	-	-	16.8%
Kettering	2,446	74	(3.0%)	26.0%
Loddington	111	-	-	20.7%
Middleton Cheyney	729	10	(1.4%)	12.7%
Moulton	673	6	(0.9%)	17.0%
Orlningbury	189	-	-	27.3%
Stoke Albany	166	2	(1.2%)	21.9%
Wilbarston	336	10	(3.0%)	22.0%
Yardley Hastings	590	90	(15.3%)	28.9%
18教区計	8,941	305	(3.4%)	21.9%

出所：1841 Census Enumerators' Books.

ほとんどできなくなってしまったのである。

有業率がもっとも低いのはイースト・ハドンで、10%を切っている。ここでは、職業を持つ女性は38名で、もっとも多い職業は奉公人(23名)であり、その他は、子守(nurse, 4名)、農場経営者(3名で、すべて寡婦と思われる)、洗濯婦(washing/mangler各1名)、婦人服仕立(dressmaker)、雑貨商、家政婦、レース編み工、紡糸工、毛織物工が各1名となっていて、実際の仕事内容についてはよくわからない奉公人を除いては<sup>23</sup>、核となるような就業機会がない。また、エインホウ、ボディントン、

バイフィールド、クリフ・レジス、ハールストン(Harlestone)といったレース編み工のいない教区でも、軒並み有業率が低く、地域のレース編み工業の衰退が女性の就業機会全体に影響を与えていたことがわかる。イヴンリィヤードリィ・ヘイスティングズにおけるレース編み工の多さと有業率の高さは、逆説的に、このことを説明していると考えられよう。

おわりに

1830年代のさまざまな改革を促した社会経済上の変化は、ノーサンプトンシャーでは、レース編み工業の衰退による女性の就業機会の減少という形で象徴的に現れた。これには、10代後半から20代前半の男性有業率の低さも加えることができる。

ただし、センサスに基づく女性の就業機会の分析については、一点、留保が必要である。

<sup>23</sup> 奉公人 female servantは、農場経営者の家に同居して働いているケースが少なくないが、この場合、炊事や掃除、洗濯などの家事の他にも、農場奉公人として、戸外での農作業はもちろん、搾乳やチーズ作り、バター作りなどの作業も行っていた。Verdon (2002), pp. 87-91. イースト・ハドンでは、奉公人の雇用主の職業として、醸造業者やパブ経営者、肉屋などのケースがあるが、こうした場合も、家事一般以外の仕事を任されることもあったと考えられる。

ヴィクトリアン・センサスは、男性によって設計され、男性調査員によって情報収集がなされたために、女性の職業の記述にはイデオロギー的色彩が込められていたと考えられるからである。1831年までのセンサスが、世帯単位での集計に基づいていて、個人単位ではなかったこともその現れである。また、農場の賃金台帳から農業労働者として戸外で働いていたことが判明する女性で年間200日以上働いていた場合でも、センサスには職業の記載が無いというケースも報告されている。これには、女性が家庭の外で働くことへのミドルクラスの男性の批判的な考え方が見え隠れする。加えて、表3に示した1834年報告書の設問への回答からも示唆されるように、レース編み工業は冬の農閑期に副業として営まれることがあったが、当時の女性は、こうしたさまざまな仕事をスポット的にこなしながら、家計を切り盛りしていた。CEBの職業記載欄には、原則として一つの職業が記載されることが企図されているが、そのような単一の職業を持つ女性という存在はまったく普遍的ではなかったのである<sup>24</sup>。

以上を踏まえてなお、本稿で用いた方法の利点を挙げるとするならば、1834年報告書も1841年CEBも、全国的で統一的な調査であることである。このことは、地域的な比較分析を可能とする。イーストミッドランドの農業地帯であるノーサンプトンシャーでは、産業革命の進展によって農村工業が衰退し、女性の就業機会が減少した。では、産業革命の中心地であったランカシャーやヨークシャーのウェストライディングではどうだったのであろうか。こうした比較研究が今後の課題である。

## 参考文献

### 一次史料

British Parliamentary Papers (BPP)

1833 XXXVI-XXXVII

1831 Census, Enumeration Abstract

1834 XXVII-XXXIX

Report from His Majesty's Commissioners for Inquiring into the Administration and Practical Operation of the Poor Laws, Report and Appendices A to F.

The National Archives (TNA)

1841 Census Enumerators' Books, Northamptonshire

Aynho	HO 107/804/1
Upper and Lower Boddington	HO 107/795/3
Byfield	HO 107/795/5
Cliffe Regis (King's Cliffe)	HO 107/812/8
Easton Maudit	HO 107/802/3
Evenly	HO 107/804/7
Floore	HO 107/806/11
Grendon	HO 107/813/8
East Haddon	HO 107/806/12
Harleston	HO 107/806/13
Kettering	HO 107/803/15-17
Loddington	HO 107/809/11
Middleton Cheney	HO 107/804/13
Moulton	HO 107/810/6
Orlinsbury	HO 107/807/13
Stoke Albany	HO 107/797/19
Wilbarston	HO 107/797/24-25
Yardley Hastings	HO 107/813/21

## 二次文献

Blaug, M. (1964), 'The Poor Law Report Reexamined', *Journal of Economic History*, 24 (2).

Burnette, J. (2004), 'The Wages and Employment of Female Day-Laborers in English Agriculture, 1740-1850', *Economic History Review*, 57 (4), pp. 664-90.

Burnette, J. (2008), *Gender, Work and Wages in Industrial Revolution Britain*, Cambridge.

<sup>24</sup> Burnette (2008), pp. 18-25.

- Higgs, E. (1996), *A Clearer Sense of the Census*, London
- Hobsbawm, E., and G. Rudé (1969), *Captain Swing*, London.
- Horrell, S., and J. Humphries (1995), 'Women's labour force participation and the transition to the male-breadwinner family, 1790-1865', *Economic History Review*, 48 (1).
- Humphries, J. (2010), *Childhood and Child Labour in the British Industrial Revolution*, Cambridge.
- Lindert, H. and J. G. Williamson (1983), 'English Workers' Living Standards during the Industrial Revolution: A New Look', *Economic History Review* 36 (1).
- Page, W. (1970), *The Victoria History of the County of Northampton*, vol. III, London.
- Serjeantson, R. M., and R. D. Adkins eds. (1906), *The Victoria History of the County of Northampton*, vol. II, London.
- Verdon, N. (2002), *Rural Women Workers in 19th-Century England: Gender, Work and Wages*, Woodbridge.
- Voth, H. J. (2001), 'the Longest Years: New Estimates of Labor Input in England, 1760-1830', *Journal of Economic History*, 61 (4), pp. 1065-82.
- Wall, R., M. Woollard and B. Moring (2004/2012), *Census schedules and listings, 1801-1831: an introduction and guide*, Research Tools, no. 2, Department of History, University of Essex, Colchester. (First published in 2004 and republished in 2012)
- 山本千映 (2006), 「ヴィクトリアン・センサス—1841年センサスの成立—」, 安元稔編著, 『近代統計精度の国際比較: ヨーロッパとアジアにおける社会統計の成立と展開』, 日本経済評論社, 第4章。
- 安元稔 (2006), 「近代センサスの成立過程—イギリスの事例—」, 安元稔編著, 『近代統計精度の国際比較: ヨーロッパとアジアにおける社会統計の成立と展開』, 日本経済評論社, 第3章。

## Disappearing Job Opportunities in Northamptonshire in the 1830s: an Analysis of the 1834 Poor Law Report and the 1841 Census Enumerators' Books

Chiaki Yamamoto

England in the 1830s saw various social and political reforms such as the parliamentary reform, the passing of the Municipal Corporation Act, and the amendment of the poor law administration. Behind these developments lies transformation of the society and economy since the onset of the Industrial Revolution. This paper explore these socio-economic changes in rural parishes in Northamptonshire through an analysis of the 1834 Poor Law Report and the 1841 Census Enumerators' Books. The Poor Law Report provides some information on female job opportunities at the parish level, and an attempt is made to link this information with the 1841 CEB data. Lacemaking was transplanted to Northamptonshire by French Huguenots after the revocation of the edict of Nante, and it seems to have been thriving in the 18th century. The 1834 Report shows the industry was still an important source of income for local women and children. The 1841 CEBs reveals, however, that lacemaking in the county disappeared in many parishes during the 1830s. This led to a serious curtail of female job opportunities in rural Northamptonshire.

JEL Classification: N33, N63, N93

Keywords: the Industrial Revolution, female labour, rural industry